

短時間労働者の適用要件

次のすべてに該当する場合は、短時間労働者として健康保険の被保険者となります。

区 分	要 件	令和4年 10 月～	令和6年10月～
事業所	規模	常時 100 人超	常時 50 人超
短時間 労働者	勤務期間	継続して2か月を超えて使用される見込み	
	労働時間	1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること	
	賃金	月額が 88,000 円以上であること	
	適用除外	学生でないこと	

<参考>被保険者資格の取得基準

- 4分の3基準
1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が、同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数の4分の3以上である方は、健康保険・厚生年金保険の被保険者(一般)となります。
- 短時間労働者
4分の3基準を満たさない方で、上記「短時間労働者の適用要件」のすべてを満たす方は、短時間労働者として健康保険・厚生年金保険の被保険者となります。